

## 四万十町地域公共交通利便増進実施計画の作成

---

### 1. 計画の提出について

令和6年8月に四万十町地域公共交通利便増進実施計画（以下：利便増進計画）をとりまとめ、9月に国に提出するよう計画作成業務を推進してきた。しかし、利便増進計画に記載する路線再編の実施が令和7年度（現段階においては令和8年4月）となったため、利便増進計画の提出は国への再編に関する手続き（道路運送法）の後であることから現段階において国への提出を行っていない。

令和8年4月の路線再編のために必要な協議を令和7年12月もしくは令和8年1月に行い、その後国への道路運送法上の手続きを行うため、利便増進計画の国への提出はその後となる。

また、路線再編の概要が変更しているものがあるため、利便増進計画の記載内容について修正及び更新する。